

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3333号)

令和8年4月23日

横情審答申第3333号

令和8年4月23日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月25日南生支第1941号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者本人についての格付情報そのものの全開示」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、請求者本人についての格付情報を権利の濫用に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年9月17日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件処分は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨・目的を著しく逸脱しており、権利の濫用に該当するため不開示としたものであり、その理由は次のように要約される。

(1) 審査請求人による本件請求を含む一連の開示請求には、次のような不適切な対応が見られる。

ア 開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しない。そのため、実施機関の職員は開示の実施場所で30分から2時間程度待機をすることになった。

イ 過去に請求のあった行政文書又は保有個人情報（総称して以下「文書」という。）と同一の文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず開示請求を行う。

ウ 審査請求を提起している開示決定等に係る文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求を行う。

エ 開示決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等をせずに繰り返し同様の文書を開示請求する。

(2) 審査請求人の生活支援上の格付情報に関する一連の請求を総合的に評価した場合、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」に記載している開示請求権の濫用の審査基準である類型に該当する。

(3) 実施機関においては審査請求人からの一連の開示請求に対応するため多大な労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障を来

している。審査請求人はこのことを認識していると考えられることから、本件請求を含む一連の開示請求行為は害意に基づくものと認められる。

- (4) 個人情報保護法に権利の濫用に係る明文の規定はないが、権利の濫用が許されないことは法の一般原則であって保有個人情報の開示請求に対しても適用される。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象情報について直ちに全面開示を求める。
- (2) 本件処分は一切容認できない。
- (3) 本件について、既に4度にわたり開示請求を行い全面開示を求めたが、未だに対象情報の全面開示には至っていない。
- (4) 当初より、実施機関の隠ぺい工作等により過剰な身体的、精神的、金銭的負担を強いられ、今後も引き続き開示を求めていくことで受けるこれらの負担の軽減のため、早期に全面開示を求める。
- (5) 令和3年中に2回審査請求を行ったが、横浜市情報公開・個人情報保護審査会の調査・事態確認不足により誤った判断がなされたため（答申第3060号及び第3061号）、改めて本件について正しい判断を求める。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件処分に至る経緯

ア 審査請求人は、自身の生活保護の決定申請に係る書類について令和3年中に2回にわたり保有個人情報の開示請求を行い、それぞれの決定に対して審査請求を行った。

これらの審査請求の諮問に対し、当審査会では令和6年に答申第3060号及び第3061号を出した。そこでは非開示とした処分の一部を妥当ではないと判断したが、格付情報についてはいずれの答申でも非開示を妥当としている。

実施機関ではこれらの答申を受けて裁決を行い、改めて開示を行うために令和6年5月17日に特定記録郵便で審査請求人に対し開示の実施日を通知したが、審査請求人には受け取られることなく返送された。そのため普通郵便で通知を再送したが、審査請求人から応答がないため、開示を実施できていない。

イ 審査請求人は、上記2つの答申が出た約2週間後に格付情報に係る保有個人情

報の開示請求をした。実施機関は格付情報を不開示とした一部開示決定を行ったが、審査請求人は開示を受けるための応答をせず、この決定に対して審査請求を行った。

ウ さらに、この審査請求の翌月に格付情報の開示を求める本件請求がなされ、本件処分に至っている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報には、審査請求人に関する生活支援上の格付情報が記載されている。

(3) 本件請求の権利濫用該当性について

ア 個人情報保護法第76条第1項に基づく保有個人情報の開示請求権は、個人が行政機関等の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための権利として尊重されるべきものである。

イ しかしながら、権利の行使といえども常に例外なく無制限に認められるというわけではなく、形式上権利の行使としての外形を備えているとしても、その具体的な状況と実際に生ずる結果に照らし、その権利の本来の目的内容を著しく逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断され、権利の濫用と評価されることもあり得る。権利の濫用については個人情報保護法に明文の規定は設けられていないが、それが許されないことは法の一般原則であり、権利の濫用と評価されるような保有個人情報の開示請求に対しては当該請求を拒否できると解するのが相当である。

具体的には、開示請求者の言動、請求の内容・方法、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、実施機関に対する請求者の害意が直接的又は実質的に認められる場合などには、開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ ところで、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。

そして、実施機関は、開示請求権の濫用に該当する具体的な事例を次の4つに類型化し、判断の基準として運用している。

- (ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。
- (エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

エ 保有個人情報の開示請求権と情報公開請求権は、根拠と制度趣旨を異にするが、権利の濫用が許されないという点は同様であるから、情報公開請求権に係る上記ウ(ア)から(エ)までの類型は、保有個人情報の開示請求権の濫用の判断にも妥当するものであると解される。

オ 審査請求人は、自身の格付情報が含まれる保有個人情報について、本件請求の前に3件の開示請求を行ったが、いずれも格付情報については非開示・不開示となっている。このうち、令和3年度の2件の一部開示決定に対してそれぞれ審査請求が行われ、当審査会はそれらについて格付情報の非開示を妥当とした答申を出したが、審査請求人はその直後に3件目に当たる請求をしている。また、審査請求人は、保有個人情報の閲覧を求めておきながら、上記答申に係る開示実施や3件目の請求に係る開示実施日に連絡もなく来庁しないため、実施機関の職員に実施場所での待機を重ねさせており、開示の実施等において不適正な行為が繰り返されているといえる（上記ウ(ウ)該当）。

さらに、本件請求は、上記3件目の請求を受けて格付情報を不開示とした一部開示決定に対する審査請求をした翌月に行われたものであり、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず行われた新たな開示請求である。当時既に格付情報の非開示を妥当とした答申が2件も出ていたことと考え合わせれば、開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一の保有個人情報の開示請求を繰り返したものといえる（上記ウ(エ)該当）。

カ このような状況からすると、本件請求に対して開示に係る業務を実施機関に行わせるとすれば、実施機関に対しいたずらに業務の負担を何度も負わせることになる。そして、自分の望む内容の決定が出るまで開示請求を繰り返すことが無益な負担を実施機関に強いるものであることは、審査請求人も認識し得るはずであるから、それをあえて行うことは実施機関に対する実質的な害意があると認められる。

したがって、本件請求は、権利の濫用に当たる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報の開示請求を権利の濫用に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 11 月 25 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 1 月 28 日 (第405回第一部会)	・審議
令和 8 年 2 月 13 日 (第406回第一部会)	・審議
令和 8 年 3 月 25 日 (第407回第一部会)	・審議